

個人情報国外移転標準契約弁法（仮訳）

【部門規章】

个人信息出境标准合同办法

〔发布部门〕 国家互联网信息办公室

〔发布文号〕 国家互联网信息办公室第 13 号

〔发布日期〕 2023 年 2 月 22 日

〔施行日期〕 2023 年 6 月 1 日

第 1 条 为了保护个人信息权益，规范个人信息出境活动，根据《中华人民共和国个人信息保护法》等法律法规，制定本办法。

第 2 条 个人信息处理者通过与境外接收方订立个人信息出境标准合同（以下简称标准合同）的方式向中华人民共和国境外提供个人信息，适用本办法。

第 3 条 通过订立标准合同的方式开展个人信息出境活动，应当坚持自主缔约与备案管理相结合、保护权益与防范风险相结合，保障个人信息跨境安全、自由流动。

第 4 条 个人信息处理者通过订立标准合同的方式向境外提供个人信息的，应当同时符合下列情形：

- （1）非关键信息基础设施运营者；
- （2）处理个人信息不满 100 万人的；
- （3）自上年 1 月 1 日起累计向境外提供个人信息不满 10 万人的；
- （4）自上年 1 月 1 日起累计向境外提供敏感个人信息不满 1 万人的。

法律、行政法规或者国家网信部门另有规定的，从其规定。

个人信息处理者不得采取数量拆分等手段，将依法应当通过出境安全评估的个人信息通过订立标准合同的方式向境外提供。

第 5 条 个人信息处理者向境外提供个人信息前，应当开展个人信息保护影响评估，重点评估以下内容：

個人情報国外移転標準契約弁法

〔発布部門〕 国家インターネット情報弁公室

〔発布番号〕 国家インターネット情報弁公室令第 13 号

〔発布期日〕 2023 年 2 月 22 日

〔施行期日〕 2023 年 6 月 1 日

第 1 条 個人情報の権益を保護し、個人情報の国外移転活動を規範化するため、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律法規に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 個人情報取扱者が国外受領者と個人情報国外移転標準契約（以下「標準契約」という）を締結する方式により中華人民共和国国外に個人情報を提供する場合には、本弁法を適用する。

第 3 条 標準契約を締結する方式により個人情報の国外移転活動を展開する場合は、自主締約と届出管理の連携、権益保護とリスク防止の連携を堅持し、個人情報の越境の安全、自由な移動を保障しなければならない。

第 4 条 個人情報取扱者が標準契約を締結する方式により国外に個人情報を提供する場合には、次の各号に掲げる状況に同時に適合しなければならない：

- （1）重要情報インフラ施設の運営者ではないこと
- （2）取り扱う個人情報が 100 万人未満であること
- （3）前年 1 月 1 日から国外に提供した個人情報が累計 10 万人未満であること
- （4）前年 1 月 1 日から国外に提供した機微な個人情報が累計 1 万人未満であること。

法律、行政法規又は国家インターネット情報部門の別段の規定がある場合は、その定めに従うものとする。

個人情報取扱者は、数量分割等の手段を用いることにより、法に従い国外移転安全評価に合格しなければならない個人情報を標準契約を締結する方式により国外に提供してはならない。

第 5 条 個人情報取扱者は、個人情報を国外に提供する前に、個人情報保護影響評価を行い、以下の内容を重点的に評価しなければならない：

- (1) 个人信息处理者和境外接收方处理个人信息的目的、范围、方式等的合法性、正当性、必要性；
- (2) 出境个人信息的规模、范围、种类、敏感程度，个人信息出境可能对个人信息权益带来的风险；
- (3) 境外接收方承诺承担的义务，以及履行义务的管理和技术措施、能力等能否保障出境个人信息的安全；
- (4) 个人信息出境后遭到篡改、破坏、泄露、丢失、非法利用等的风险，个人信息权益维护的渠道是否通畅等；
- (5) 境外接收方所在国家或者地区的个人信息保护政策和法规对标准合同履行的影响；
- (6) 其他可能影响个人信息出境安全的事项。

第6条 标准合同应当严格按照本办法附件订立。国家网信部门可以根据实际情况对附件进行调整。

个人信息处理者可以与境外接收方约定其他条款，但不得与标准合同相冲突。

标准合同生效后方可开展个人信息出境活动。

第7条 个人信息处理者应当在标准合同生效之日起10个工作日内向所在地省级网信部门备案。备案应当提交以下材料：

- (1) 标准合同；
- (2) 个人信息保护影响评估报告。

个人信息处理者应当对所备案材料的真实性负责。

第8条 在标准合同有效期内出现下列情形之一的，个人信息处理者应当重新开展个人信息保护影响评估，补充或者重新订立标准合同，并履行相应备案手续：

- (1) 向境外提供个人信息的目的、范围、种类、敏感程度、方式、保存地点或者境外接收方处理个人信息的用途、方式发生变化，或者延长个人信息境外保存期限的；
- (2) 境外接收方所在国家或者地区的个人信息保护

- (1) 個人情報取扱者及び国外受領者の個人情報取扱いの目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性。
- (2) 国外移転する個人情報の規模、範囲、種類、機微の程度、個人情報の国外移転が個人情報の権益にもたらす可能性のあるリスク。
- (3) 国外受領者が負担を承諾した義務、並びに義務履行のための管理及び技術的措置・能力等が国外移転する個人情報の安全を保障することができるか否か。
- (4) 個人情報の国外移転後の改ざん、毀損、漏洩、紛失、不正利用等のリスク、個人情報の権益保護ルートに支障がないか等。
- (5) 国外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護政策及び法規の標準契約の履行に対する影響。
- (6) 個人情報の国外移転安全に影響を与える可能性のあるその他の事項。

第6条 標準契約は、本弁別紙に厳格に従って締結しなければならない。国家インターネット情報部門は、実情に応じて別紙を調整することができる。

個人情報取扱者は、国外受領者とその他の条項を約定することができるが、標準契約と抵触してはならない。

個人情報の国外移転活動は、標準契約が発効した後初めてこれを行うことができる。

第7条 個人情報取扱者は、標準契約の発効日から10営業日以内に、所在地の省級のインターネット情報部門に届出を行わなければならない。届出を行う際には、以下の資料を提出しなければならない：

- (1) 標準契約
- (2) 個人情報保護影響評価報告。

個人情報取扱者は、届出材料の真実性につき責任を負わなければならない。

第8条 標準契約の有効期間中に以下のいずれかの状況が発生した場合、個人情報取扱者は、個人情報保護影響評価を改めて行い、標準契約を補充又は改めて締結し、かつ相応の届出手続を履行しなければならない：

- (1) 国外への個人情報提供の目的、範囲、種類、機微の程度、方法、保存場所又は国外受領者が個人情報を取り扱う用途、方法に変化が生じた場合、又は個人情報の国外保存期間が延長された場合

- 政策和法规发生变化等可能影响个人信息权益的；
- (3) 可能影响个人信息权益的其他情形。
- 第9条 网信部门及其工作人员对在履行职责中知悉的个人隐私、个人信息、商业秘密、保密商务信息等应当依法予以保密，不得泄露或者非法向他人提供、非法使用。
- 第10条 任何组织和个人发现个人信息处理者违反本办法向境外提供个人信息的，可以向省级以上网信部门举报。
- 第11条 省级以上网信部门发现个人信息出境活动存在较大风险或者发生个人信息安全事件的，可以依法对个人信息处理者进行约谈。个人信息处理者应当按照要求整改，消除隐患。
- 第12条 违反本办法规定的，依据《中华人民共和国个人信息保护法》等法律法规处理；构成犯罪的，依法追究刑事责任。
- 第13条 本办法自2023年6月1日起施行。本办法施行前已经开展的个人信息出境活动，不符合本办法规定的，应当自本办法施行之日起6个月内完成整改。
- (2) 国外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護政策及び法規に変化が生じたこと等により個人情報の権益に影響を与える可能性がある場合
- (3) 個人情報の権益に影響を与える可能性のあるその他の状況。
- 第9条 インターネット情報部門及びその職員は、職責の履行過程において知り得た個人のプライバシー、個人情報、営業秘密、秘密のビジネス情報等の秘密を法に従い保持しなければならない、漏洩し又は他人に不正に提供し、不正に使用してはならない。
- 第10条 いかなる組織及び個人も、個人情報取扱者が本弁法に違反して個人情報を国外に提供したことを発見した場合には、省級以上のインターネット情報部門に告発することができる。
- 第11条 省級以上のインターネット情報部門は、個人情報の国外移転活動に比較的大きいリスクがあることを発見し又は個人情報の安全に関わる事件が発生した場合には、法により個人情報取扱者の事情聴取を行うことができる。個人情報取扱者は、要求に従い是正し、潜在的危険を取り除かなければならない。
- 第12条 本弁法の規定に違反した場合は、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律法規に基づき処理し、犯罪を構成する場合には、法に従い刑事責任を追及する。
- 第13条 本弁法は、2023年6月1日から施行する。本弁法の施行前に個人情報の国外移転活動が行われ、本弁法の規定に適合しない場合は、本弁法の施行日から6ヶ月以内には是正を完了しなければならない。
- [法令原文] : http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm

弁護士法人 久田・神保法律事務所

ウェブサイト : <http://www.lexhh.com/> 電子メール : info@lexhh.com

本仮訳の内容につきましては正確を期しておりますが、個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関または専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。